

滋賀県サッカー協会社会人連盟

運 営 内 規

第1条 [目的]

滋賀県サッカー協会 社会人連盟は、加盟チームの相互の切磋により、滋賀県社会人サッカー界の向上を期し、併せて、サッカー競技の普及に努めると共にサッカーを通じて、相互の親睦を図り、良き社会人の形成者となることを目的とする。

第2条 [登録事項]

(1) 社会人連盟加盟資格

社会人連盟への加盟は、以下の条件を満たす日本サッカー協会に登録する1種社会人団体とする。

- 1) 団体（以下、チームという）構成選手が、日本サッカー協会の1種登録選手であり11名以上である事。尚、登録選手は、1種・社会人に登録する他のチームおよび種別チームに重複して登録していない事。
- 2) 日本サッカー協会に登録された所属審判員（審判資格4級以上）が、3名以上所属している事。
- 3) リーグ戦を含む各種競技会に参加するチームは、色彩の異なる2種類のユニフォーム（正・副）を準備している事（ゴールキーパーを含む）。
- 4) 加盟登録費を通知された期限内に納入している事。
- 5) 社会人連盟が主催する総会、リーグ登録会にチーム代表者もしくはそれに代わる者が必ず1名出席する事。（出席している社会人連盟役員は所属チーム代表者とみなす）

(2) 加盟申請

滋賀県サッカー協会社会人連盟に加盟申請するチームは、第2条(1)の加盟資格を有し、社会人連盟の書式「滋賀県サッカー協会社会人連盟加盟申請書」に必要事項を記入の上、通知された期限までに提出すると共に社会人連盟登録会に代表者1名が必ず出席すること。但し、本手続きについては、新年度、日本サッカー協会へのチーム登録及び選手登録手続き以前に実施するものとする。

(3) 加盟チームの厳守事項

- 1) JFAが収納代行制度に基づき通知する期限内に加盟登録費（チーム登録料、選手登録料、監督登録料、等、日本サッカー協会、関西サッカー協会、滋賀県サッカー協会並びに社会人連盟の加盟登録に関わる費用）を全額納入する事。
 - 2) 日本サッカー協会の機関紙を購読する事。
 - 3) 日本サッカー協会、滋賀県サッカー協会（社会人連盟を含む）または地域サッカー協会の主催しない有料競技会には参加しない事。
- (4) チーム登録・選手登録・追加登録・抹消・移籍・ユニフォーム・選手証、等に関する事項

1) チーム登録

チーム登録申請は、出場する大会に選手証が間に合うよう日本サッカー協会のJFA Web登録サイト（以下、Web登録という）により行い、(3)-1)に記載の事項を厳守する事。

2) 選手登録

選手登録申請は、チーム登録申請にあわせてWeb登録により行う事。尚、別途社会人連盟が、登録停止処分を科している選手については、社会人連盟がその解除通告を行うまで登録申請できないものとする。また、(3)-1)に記載の事項を厳守する事。Web登録申請並びに登録料の振込みが確認された選手は、Web登録（キックオフシステム）から出力した選手証（写真はデータ

で貼付されたもの)をもってのみ公式競技会に出場できるものとする。但し、選手証の受証が手続き上困難な場合で、社会人連盟から特別な通知がある場合は、選手証に代わる証明をもって出場を認める場合がある。

3) 追加登録(移籍を含む)

選手の追加登録申請は、日本サッカー協会の Web 登録により行う事。

4) 抹消

年度中での選手の登録抹消申請は、日本サッカー協会の Web 登録により行う事。

5) チーム構成及びチーム・選手・監督情報の変更

年度始めに日本サッカー協会に登録したチームの選手構成が、移籍などによってその半数以上をもって変更する事は認めない。また、次年度の継続登録についても同様とする。次年度、継続登録時においてチームを構成する選手の半数以上が変更された場合、新規登録チームと見なす。

また、年度中でのチーム名の変更は認めない。但し、単独の専門学校・大学生のチームについては例外とする。新年度登録時において、上記の選手構成が条件を満たし継続登録が認められたチームについては変更を認める。

上記以外のチーム・選手・監督の変更などは、全て Web 登録により行うこと。

6) ユニフォーム

登録ユニフォームは、日本サッカー協会のユニフォーム規程に準じ以下のとおりとする。

ユニフォームとは、シャツ、ショーツおよびストッキングの 3 点を総称したものを言い、色彩が異なり判別しやすい 2 組の FP のユニフォーム(正・副)と、GK は、FP と異なる 2 組のユニフォーム(正・副)を登録しなければならない。公式競技会においては、原則として社会人連盟に登録した 2 組のユニフォームを持参し、相手チームと色彩の異なるユニフォームを着用しなければならない。但し、該当公式競技会の規則(大会要項)を満たす場合は、登録した以外のユニフォームを着用する事ができる。

ユニフォームのうちシャツの色彩は(ゴールキーパーも含む)、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。また、シャツには選手番号が明確に表示されていなければならない。公式競技会に登録する際の選手番号については、その競技会規定に定めるところに従うものとする。

広告表示を希望するチームは、日本サッカー協会指定の申請用紙記載のうえ、滋賀県サッカー協会に申請を行い、承認を得なければならない。また、登録ユニフォームの登録事項に変更が生じる場合は、社会人連盟に連絡し承認を得なければならない。

その他詳細は日本サッカー協会のユニフォーム規定に従う事とする。

7) 選手証

Web 登録(キックオフシステム)から出力した選手証は、公式競技会の試合において必ず提示しなければならない。選手証の不提示による選手の試合出場は認めない。ここでいう選手証とは、登録選手本人の顔写真データが貼付されたものをいう。顔写真データがない選手の出場は認めない。但し、出力した選手証がない場合は、画面で表示されたものも選手証として認める。

8) 登録事項の変更

年度中に日本サッカー協会加盟登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに日本サッカー協会

の Web 登録によりその変更を申請する事。

9) 諸経費の納金

大会参加費等の納金は、別途指定される以外全て下記の口座への振込みによって行う事。振込みに際しては、必ずチーム名・代表者名を記入する事。

滋賀銀行 本店 普通貯金 853609 滋賀県サッカー協会社会人連盟 会計 増田 一博

11) 各種問い合わせ先

- ①各種申請書類、諸経費の納金等の事務手続き及び各種競技会に関しては、滋賀県サッカー協会社会人連盟及び日本サッカー協会の問合せ窓口にお問い合わせる事。

〒524-0212 守山市服部町 2439 番地 ビッグレイク

公益社団法人滋賀県サッカー協会内社会人連盟

TEL 077-585-0982

FAX 077-585-0983

e-mail shigafa@oregano.ocn.ne.jp

第3条 [競技会の実施運営に関する事項]

(1) 試合の成立

社会人リーグ戦等の公式競技会において、当該各チームが第 2 条(3)-7) で定めるところのユニフォームを着用し、試合開始時刻に 7 名以上の選手が揃っている場合のみ試合を開始する事ができる。その他の公式競技会における競技者の最小人数については、別途定める大会要項に従うものとする。当該チームのいずれかが試合開始時刻に 7 名未満の場合は、そのチームを 0 対 3 の棄権負けとする。また、両チームが試合の成立条件を満たしていない場合は、両チーム棄権負けとし当該試合を没収試合とする。棄権負けチームは状況により別途、規律委員会により処罰を科すものとする。また、試合開始後、選手の退場などにより当該チームの選手が 7 名未満になった場合は、その時点で棄権負けとする。

(2) 試合開始時刻

各競技会において定められた試合開始時刻は、天候や前試合の延長による遅延など、特別な理由を除いては、いかなる理由によっても変更する事を認めない。特別な理由により変更する場合は、各競技会を担当する社会人連盟役員（運営委員）に連絡し指示に従う事。

(3) 出場選手

当該チームで公式競技会の試合に出場できる選手は、以下の条件を満たしているものとする。ここで言う公式競技会の試合とは、社会人リーグ（但し、1 部リーグについては、関西府県リーグ出場チームを決める競技会を含む）FA カップ、全国クラブチーム選手権、全国社会人選手権、リーグ入れ替え戦の試合をいう。

1) 選手証の提示があるもの。

2) チームで統一されたユニフォームを着用し、すね当て、靴を身につけているもの。

3) 自分自身あるいは、他の競技者に危険となるような用具やその他のもの（宝石類を含む）を身につけていないもの。ミサンガについても着用は禁止とし、特別な場合を除いては、テープなどによる巻きつけも禁止とする。

4) 本内規の 3 条(8)の処罰を科せられていないもの。

5) (財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された同一クラブに所属する選手は移籍手続きなしに同一クラブ内のチームに出場できる。但し、以下の条件を満たしている事。

① 2 種年代の選手である事。3 種年代は認めない。

② 同一選手が出場（移籍）できるチームは同一クラブ内でも 1 チームに限る。

③ (財)日本サッカー協会の「クラブ申請」承認を証明する書類（コピー可）と滋賀県サッカー協会の承認印があり、出場予定 1 チームが記載された選手リストを社会人連盟に提出する事。

(4) 試合開始までの厳守事項

各競技会において試合に出場するチームは、試合開始 30 分前までに、会場本部席にメンバー提出用紙（以下、メンバー用紙という）及び選手証を提出しなければならない。メンバー用紙を提出した後の出場選手の変更は、原則として認めない。メンバー用紙の選手名は、フルネームで記入し、必ず選手番号を記入する事。

(5) 試合開始後の厳守事項

各チームのベンチには、当該チームに登録された選手並びに監督以外は入ることはできない。ただし、コーチ、フィジカルトレーナー、チームドクターなどのチーム役員で予めメンバー表に記載して許可を得た者に関しては、その限りでない。出場停止処分を受けている選手及び監督については、ベンチに入れないものとする。また、ベンチにいる者は、選手のユニフォームと明確に区別できる上着を着用する事。袖なしのシャツ、上半身裸は、厳禁とする。

試合中、控え選手ウォーミングアップは、原則としてベンチ裏（ベンチサイド側）で行う事とする。ボールの使用等については、審判の判断に従う事とする。尚、当場所での実施が不可能な場合は、試合開始前に予め会場担当チームに確認を行い、別の場所で行う事とする。

(6) 試合終了後の厳守事項

試合終了後は、必ず使用したベンチ付近の清掃を行って速やかに退散する事。

(7) 会場でのマナー

会場内においては、喫煙所が設けられている場所以外での喫煙は禁止する。ベンチを含むフィールド内では、飲酒および喫煙は厳禁とする。各チームが会場内で利用した施設（駐車場やトイレ）は、必ず清掃を行って退散すること。ゴミは、会場内にゴミ箱の設置がある場合でも、各自必ず持ち帰る事。その他、良識を持って行動する事。

(8) 警告、退場、その他の処分

各競技会において、同一試合中に 2 度警告を受けて退場となった競技者および同一競技会において警告となる違反行為を繰り返した競技者及び規律委員会より処罰を受けた競技者は、その競技会において、通知された試合を出場停止とする。累積警告数と出場停止処分との関係については、懲罰基準 1 に定める。また、サッカー競技規則（以下競技規則と略称）第 12 条、退場となる違反 1-6 を犯して退場処分を受けた競技者は、その競技会の次試合を出場停止すると共に、規律委員会において罰則を科す。

競技中に、交代要員・チーム役員等に懲戒罰（警告、退場）に相当する行為があった場合、その程度に応じて罰則を科す。

尚、本処分の適用期間は第 4 条[規律及び懲罰に関する事項]に基づく事とする。

(9) 滋賀県社会人公式競技会に関する規定

1) 会場準備担当チーム

① 日程及び試合会場の連絡

総会時のリーグ日程会議で、会場が未定であった試合の確定通知や日程・会場が変更になった試合などの通知は、当初定められた試合日の 2 週間前までに会場担当チームが責任を持って関係チーム代表者及びリーグ運営委員に書面（電子メール可）及び電話にて通知する。但し、該当チーム代表者すべて及びリーグ運営員の承諾があれば 2 週間以内の通知を認める。会場の所在地については、電子メール、郵送、FAX 等の手段を用いて準備担当チームが責任を持って、各チーム代表者に通知する。会場費用は原則として会場準備担当チームが負担する。尚、会場が未定であり、当該日程を延期する可能性がある場合においても、必ず試合予定日の 2 週間前までに、関係チーム及びリーグ運営委員にその旨の連絡を行う事。

② 会場・グラウンドの準備と整備

競技場（フィールド）の作成は、日本サッカー協会規定に従って準備すること。コートの準備は、試合開始の 1 時間前に完成している事が望ましいが、コート準備中でもアップを行うスペースがある場合は、30 分前までに完了すれば良い。会場には、各チームのベンチ及び本部席を設ける事。全試合終了後には、会場準備担当チームが会場の整備の指示及び最終確認を行う事。

③ 本部の運営

会場担当チーム会場運営責任者として本部席に必ず常駐し、会場運営及び主審の審判員証の確認を行う。但し、会場担当チームの試合が行われる際は、本部への常駐は免除する。

① 競技会運営結果報告書の作成及び提出

会場担当チームは当日実施された全試合の試合結果、警告及び退場者を電子メール等を利用してリーグ運営委員に速やかに報告を行う。各試合の審判報告書・審判報告書（重要事項報告書）・メンバー用紙・選手交代カード等の書類は運営委員の指示のもと、運営委員へ提出すること。

尚、退場者があった場合は、試合当日に運営委員に電話連絡を行い、詳細の報告を行う事。

2) 審判担当チーム

① 審判担当

担当審判員とは、主審、副審（2 名）及び第 4 の審判員からなる 4 名の事をいう。担当審判員のうち主審は、必ず登録審判員（4 級以上）である事。特別な理由がある場合には、各チーム所属の審判員に代わって資格を有する他の審判員が、運営委員の承認を受けた後、公式競技会の主審を務めることができる。担当審判員のうち主審、副審は、必ず審判服を着用し、且つ登録審判員は必ず審判服に審判章を着用しなければならない。

また、主審は必ず試合前に本部運営者に審判員証、笛、ストップウォッチもしくは時計、審判カード、イエローカード、レッドカードを提示する事。

② 審判服

審判員の服装は、シャツ、ショーツおよびストッキングのいずれも黒色であることを基本とするが、他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も競技者の服装と明確に区別できる色で、且つ主審と副審の服装が統一されていることを原則とする。

③審判業務

主審は、任命された試合に関して一切の権限をもって競技規則を施行する。主審が、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、主審は、両チーム立会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。その決定に関して、文書化された競技規定を有する競技会においては、その競技規定に定めに従うものとする。上記処置は、試合開始 30 分前迄になされる事が望ましい。

担当審判員は、試合開始前に両チームから提出されたメンバー用紙記載選手の登録確認を 2 条（4）8）選手証の照会により行う事。尚、選手証顔写真により本人であることを確認することが望ましい。尚、選手証の提示がない選手は試合出場を認めない。試合開始前には副審が選手の背番号を読み上げ、その選手のフルネームを選手自身が述べる事により確認を行う。

予備審判員は試合開始 15 分前から試合終了時まで、本部に在席し、交替の受付、ベンチ等での違反行為の監視を行う事。また服装については予備審判員にふさわしい服装（ぞうり、裸等は厳禁）とする。

試合終了後、審判報告書および審判報告書（重要事項）を漏れなく記入し、審判報告書に記入した得点及び警告・退場者の氏名を記載し、会場担当チームに速やかに提出する事。

3) 出場チーム

チームの監督及び代表者は、社会人連盟に加盟するチームおよび個人の活動を掌握し、指導・監督しなければならない。

各競技会の試合においては、本内規第 3 条に記載の事項を厳守しなければならない。また、試合中及び試合後の審判員の判定に対する異議の申し立ては一切禁止する。異議がある場合は、速やかにその詳細を書面で 2 条（12）滋賀県サッカー協会社会人連盟宛に提出する事ができる。

4) 競技規定

以下に記載する競技規定は、リーグ戦に関するものであるが、その他の公式競技会における競技規定は別途定める大会要項に従うものとする。

- ① 1 リーグ 12 チーム以下で行う。
- ② 試合時間は、80 分とし、延長戦及びペナルティーマークからのキックは行わない。
- ③ 登録できる交代要員の数は 7 名までとし、そのうち最大 5 名（2 部リーグ以下は 9 名登録 9 名交代）までの交代を行う事ができる。尚、入れ替え戦については上位リーグの規定に合わせる事とする。
- ④ 本内規第 3 条（1）の条件を満たし、試合開始時に 10 名以下の選手で試合を行う場合に、11 名を満たす途中入場選手は、必ずメンバー用紙の 11 名枠（先発出場選手）に予め登録された選手でなければならない。
- ⑤ 試合中の飲水は、会場の規定に従う。原則ハーフタイム以外の飲水は認めないが、夏季の試合においては審判の判断により給水時間を設ける事ができる。但し予め試合前にチーム代表者、運営委員もしくは会場担当者との打ち合わせを行う事。審判はチームから要請があった場合は積極的に給水時間を設ける事。
- ⑥ リーグ総合順位は、勝ち点制により行い、勝ち：3 点、引き分け：1 点、負け：0 点とし、その合計点が最も高いチーム順に順位を確定する。同点の場合は、得失点差、総得点数、当該チームの勝敗の順で順位を決定する。

- ⑦ 棄権試合は、棄権したチームの0対3の負けとする。また、本内規第3条(1)に記載の両チーム棄権による没収試合の場合は、両チーム棄権試合とし、0対0のスコアで勝ち点は0とする。尚、棄権したチームについては、規律委員会により処罰を課す事とする。
- ⑧ 3部リーグからは各リーグの2位以上のチームが自動的に昇格する。2部リーグからは各リーグ1位チームが自動的に昇格する。2部各リーグの2位チームは順位決定戦を行い、勝者は1部リーグ10位と入れ替え戦を行う。1部リーグはリーグ戦後にプレーオフを行い、上位2チームが関西リーグへの昇格をかけた府県リーグに出場する。
- ⑨ 1部リーグからは、下位2チームが2部リーグに降格する。2部リーグは各リーグ下位2チームが3部リーグに降格する。
- ⑩ 関西リーグからの降格があった場合は、下部リーグからの昇格チーム数を減らさずに1部リーグの降格チーム数を増やし、12チーム以内で運営できるよう調整を行う。
- ⑪ 試合開始前の落雷事故防止、荒天による延期の判断は当該試合の審判とグラウンド担当チームで行う。尚、延期の報告は運営委員に行い、当該延期試合のグラウンド担当チームが延期試合関係チームと協議のうえ試合日程と会場の手配を行い、改めて試合を行う。
- ⑫ 試合中の落雷事故防止、荒天による中断の判断は当該試合の審判とグラウンド担当チームで行いリーグ運営委員に報告を行う。再開が不可能と判断した場合、前半途中で試合を中止にした場合は再試合を行い、前半終了後に中止にした場合はその時点のスコアを試合結果とする。

5) 棄権の通知及びその対応

やむを得ず試合を棄権するチームは、試合日から数えて14日以前（試合が日曜日の場合は2週間前の日曜日中）に各運営委員及び対戦チーム、審判担当チーム及びグラウンド担当チームに連絡を行い、承認を得ること。但し、事前に割り当てられたグラウンド準備担当、審判については予定通り行うと共にその他の事項についてもリーグ運営委員の指示に従う。尚、試合日から数えて13日前以降（日曜日が試合の場合は、13日前の月曜日以降）に棄権を申し出たチームは、運営義務違反とし別途、規律委員会により処罰を課す事とする。

6) リーグ運営委員

- ① 予め定められた日程において何らかの事情により、棄権となる確立が高い場合は、年度始めの総会時にのみ日程変更（リーグ開催不可日）の申請を行う事ができる。但し、変更の可否についてはリーグ運営委員が判断を行う。尚、総会以降に日程変更を希望する場合は、変更を希望するチームの代表者が、その日に試合を行う全チーム及びリーグ運営委員の承諾を得たうえで、試合会場を手配する事により、日程の変更を認める事とする。
- ② 競技開始前・競技中・競技終了後に懲戒罰（警告・退場）に相当する行為があった場合、運営委員は審判報告書および審判報告書（重要事項）のコピーを規律委員長に速やかに送付する事。また、競技開始前・競技中・競技終了後に運営内規に違反する行為があった場合、運営委員は競技会運営結果報告書のコピーを規律委員長に速やかに送付する事。
警告の累積により、あるいは競技規則第12条、退場となる違反1-7を犯して、次の試合が出場停止となる競技者の氏名及び所属を、その試合が開始される前にその試合の主審に通知しなければならない。この通知は、電話、口頭・文書、等いかなる手段でもよく、また、会場準備担当チームを経由して通知してもよい。

7) 規律委員会

規律委員会の常任委員は次の4名とする。規律部長、社会人連盟副委員長、および事務局長。規律委員会委員長は、規律部長とする。重大違反が生じた場合には、必要に応じて、該当するリーグの運営委員、該当する主審、関係者を規律委員会に招集することができる。また、チームあるいは個人に対して罰則を科した場合は、担当のリーグ運営委員にその事を通知しなければならない。

(10) その他の公式競技会

リーグ戦以外の公式競技会（FA カップ、全国クラブチームサッカー選手権大会、全国社会人選手権、1部リーグプレーオフ「4強リーグ」）については、滋賀県社会人サッカーリーグの運営に準じて行うこととするが、競技規定などの詳細については別途定める大会要項に準ずる事。

第4条 [規律及び懲罰に関する事項]

(1) 総則

1) 違反行為の処罰

滋賀県サッカー協会は、社会人連盟に加盟するチームまたは個人が競技規則および本運営内規に違反したときは、本条の定めるところにより、罰則を科することができる。

2) 罰則の種類と適用

罰則の種類と適用は表1に記載のとおりである。また、後述罰則は、併科することができる。

表1. 罰則とその適用

	罰則	適用
1	厳重注意	同一競技会内で、かつ同一登録年度内で適用
2	譴責	同一競技会内で、かつ同一登録年度内で適用
3	罰金（3万円以下）	
4	リーグ戦勝ち点1の減点	登録年度にまたがって適用
5	一定数の公式試合への出場資格の停止	同一競技会内で、かつ登録年度にまたがって適用、但し、登録年度終了時、その処分未消化が1試合のものについては、当該登録年度をもって失効する
6	一定期間の公式試合への出場資格の停止	各競技会にまたがり、かつ登録年度にまたがって適用
7	無期限の公式試合への出場資格の停止	各競技会にまたがり、かつ登録年度にまたがって適用
8	除名（社会人連盟の登録の抹消）	各競技会にまたがり、かつ登録年度にまたがって適用

3) 規律委員会の審議

6試合または6ヶ月を超える懲罰が想定される場合は、先ず滋賀県サッカー協会に報告し、次いで日本サッカー協会の決定に従うものとする。

4) 違反行為の重複による加重

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた罰則の2倍以下の範囲内において、罰則を加重することができる。

同一競技会で、厳重注意処分を3回受けたチームまたは個人は、その競技会の直近の1試合を出場停止とする。

同一競技会で、譴責処分を2回、または譴責処分を1回と嚴重注意処分を2回、合わせて3回受けたチームまたは個人は、一定期間、公式競技会への出場を停止する。

5) 情状による軽減

違反行為が行なわれた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰則を軽減することができる。

(2) 懲罰基準

加盟チームまたは個人の違反行為に対しては、懲罰基準の定めるところにより罰則を適用する。但し、カップ戦等の大会要項に別途懲罰基準がある場合にはその罰則も合わせて適用する。

1) 警告

主審による警告処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、「懲罰基準1」に記載のとおりとする。

2) 退場

主審による退場処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、「懲罰基準2」に記載のとおりとする。

3) 出場停止処分を繰り返した場合

同一競技会において出場停止処分を繰り返した場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算することができる。

4) その他の違反行為

その他の違反行為に対する罰則は、「懲罰基準3」に記載のとおりとする。

5) 罰金

個人に対しては、罰金を科さないものとする。

加盟チームに罰金を科す場合は、次の基準による。

例えば： 審判義務の放棄・・・金1万円以下の罰金およびその程度に応じて罰則を科す。
会場・グラウンドの確保、準備、整備等の義務違反・・・金1万円以下の罰金およびその程度に応じて罰則を科す。
当日棄権による試合の放棄・・・金1万円以下の罰金および譴責処分を科す。
社会人連盟が主催する総会等の欠席・・・金3万円以下の罰金

(3) 懲罰基準1. 警告

1) 主審は、競技規則第12条、警告となる違反1-7を犯した競技者に警告を命ずる。

① 罰則：警告の確認

②同一競技会において、上記違反行為を繰り返した場合：

1 チームの最大試合数が9試合以下の競技会において、警告の累積が2回におよんだ選手は、その競技会の直近の1試合を出場停止とする。

1 チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会において、警告の累積が3回におよんだ選手は、その競技会の直近の1試合を出場停止とする。

③ 同一競技会において、上記②の処分に該当する行為を重ねて行った場合は、その競技会において直近の2試合を出場停止とする。

2) 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

① 罰則：同一競技会において、直近の1試合を出場停止とする。

② 一競技会において、上記違反行為を繰り返した場合：その競技会において、直近の2試合出場停止とする。

3) 登録年度終了時、累積した未消化の警告は、当該登録年度をもって失効する。

(4) 懲罰基準2. 退場

1) 主審は、競技規則第12条、退場となる違反1-7を犯した競技者に退場を命ずる。

2) 競技規則と懲罰基準については、下記表に従い、読み替えて運用する。

表2. 懲罰基準と懲罰

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	・著しい反則行為	・最低1試合の出場停止
2	乱暴な行為を犯す	・乱暴な行為 ・他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する乱暴な行為 ・他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する著しく乱暴な行為 ・主審および副審に対する乱暴な行為	・最低1試合の出場停止 ・最低2試合の出場停止 ・最低6試合の出場停止 ・最低12ヶ月の出場停止
3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	・乱暴な行為 ・他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する乱暴な行為 ・他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する著しく乱暴な行為 ・主審および副審に対する乱暴な行為	・最低1試合の出場停止 ・最低2試合の出場停止 ・最低6試合の出場停止 ・最低12ヶ月の出場停止
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	・著しい反則行為	・最低1試合の出場停止
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かっていている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	・著しい反則行為	・最低1試合の出場停止

6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは口汚い発言をする	・他の競技者、その他試合に立ち会っている人々に対する侮辱 ・主審および副審への侮辱	・最低1試合の出場停止 ・最低2試合の出場停止
7	同じ試合の中で2つ目の警告を受ける	・警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す ・策略的な行為を繰り返す	・最低1試合の出場停止 ・最低1試合の出場停止

3) 違反行為の重複による加重

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められている罰則の2倍以下の範囲内において、罰則を加重することができる。

(5) 懲罰基準3. その他の違反行為

違反行為の諸例を下に示すが、これらに限定されるものではない。

1) 厳重注意処分に該当する違反行為

表3. 違反行為と罰則

対象	違反行為	罰則
会場準備担当チーム	・会場・グラウンドの確保、準備、整備等の義務違反	・3万円以下の罰金
審判担当チーム	・審判義務の一部放棄（試合開始時間に遅刻、第4審判員の途中離場等） ・審判用具の不携帯 ・審判服着用義務違反 ・主審による審判報告書、審判報告書（重要事項）の作成義務違反 ・無資格者による公式試合の主審	・3万円以下の罰金 ・厳重注意 ・厳重注意 ・厳重注意 ・一定期間公式戦への出場停止
出場チーム	・期限以降の棄権（当日棄権を除く） ・正副ユニフォームの不携帯 ・統一されたユニフォームの着用義務違反 ・複数の競技者による、同一ユニフォームの共用 ・競技中に、ベンチにいる交代要員、チーム役員等が、審判の判定に対して異議を繰り返す	・厳重注意 ・厳重注意 ・厳重注意 ・厳重注意 ・厳重注意

2) 譴責処分に該当する違反行為

表4. 違反行為と罰則

対象	違反行為	罰則
会場準備担当チーム	・会場・グラウンドの確保、準備、整備等の義務違反を繰り返す	・譴責と罰金の併科
審判担当チーム	・審判義務の全面的な放棄 ・無資格者が公式試合の主審を繰り返す ・選手証未提示選手を試合に出場させる	・譴責と罰金の併科 ・譴責 ・譴責
出場チーム	・当日棄権	・譴責と罰金の併科
出場チームまたは個人	・競技終了後に、競技者、交代要員、チーム役員等が、審判の判定に対して執拗に異議を繰り返す	・譴責

(6) 文書による注意

懲罰の対象とはしないが、下記の行為を犯したチームおよび個人に対して、文書で注意し、反省を促す。但し、これらの行為を繰り返した場合は、その程度に応じて罰則を科す。

表5. 違反行為と文書による注意

対象	違反行為
出場チーム	・社会通念に反する行為 ・ベンチ、フィールド内、会場内で上半身裸のまま居る。または、上半身裸のままウォーミングアップ等を行う ・禁煙、禁酒場所での喫煙、飲酒行為 ・使用したベンチ等の付近を清掃せず、またごみ等を持ち帰らない ・連盟が主催し、通知する会合に無断で欠席する（総会、登録会等） 但し、当行為を繰り返した場合は、加重により表1「罰則とその適応」に示した懲罰を与える場合がある ・その他、社会人としての自覚を欠く行為
審判担当チーム	・審判報告書および審判報告書（重要事項）を、会場準備担当チームに期限内に提出しない
会場準備担当チーム	・競技会運営結果報告書、審判報告書、審判報告書（重要事項）等を、運営委員に期限内に送付しない
運営委員	・競技規則違反および/または運営内規違反があったにもかかわらず、審判報告書、審判報告書（重要事項）および/または競技会運営結果報告書を、規律委員長に期限内に送付しない ・次試合、出場停止となる競技者の氏名・所属を、その試合の主審に事前に通知しない

規律委員長	・運営委員から上記書類が送付されたにもかかわらず、期限内に規律委員会を開催しない ・チームあるいは個人に対して罰則を科したにもかかわらず、その旨担当の運営委員に通知しない
監督	・所属するチームおよびその登録選手、役員等が違反行為を繰り返す

(7) その他重大な違反行為

第4条(1)-2)に記載の罰則とその適用(表1)の4～7は、競技規則違反による罰則(表2)に限定されるものではない。運営に関する違反行為で第4条(5)懲罰基準3及び(6)文書による注意に該当せず、第4条(1)-2)(表1)に記載の罰則4～7に相当する重大な違反行為として、①登録費など諸経費の未納、②未登録選手の公式試合への出場、③選手証の張り替え(偽造)、④日本サッカー協会指定の申請書類などの偽造(登録事項の偽りを含む)等があるが、これらに限定されるものではない。これらの違反行為に対する処罰は、違反行為を行ったチーム役員ならびに競技者に科すものとするが、違反行為に関する調査ならびに審議が長期にわたる場合(第4条(1)-3)等)は、社会人連盟役員会の承認を得て違反行為が発生してから50日間を限度に当該チームの公式競技会への出場を停止すること、下部リーグへの降格処分とすることがある。当該チームの公式競技会への出場を停止する場合、その通知は違反行為が発生した日から2週間以内とする。当該チームの公式競技会への出場停止期間中に実施される試合は、当該チームを0対3の不戦負けとする。但し、滋賀県社会人サッカーリーグを除く公式競技会の開催が、出場停止期間にまたがる場合はその競技会の全ての試合を出場停止とする。

(8) 審判

審判員が、競技規則の施行において重大な過失を犯したとき、あるいは審判の権威を失墜する行為を行ったときは、規律委員長がこれらの件について滋賀県サッカー協会審判委員長に文書で報告し、同審判部がこれに対処する。

第5条〔役員の選出と任期〕

(1) 社会人連盟に次の役員をおく。

委員長	1名	広報部長	1名
副委員長	1名	医事部長	1名
事務局長	1名	審判部長	1名
会計	1名	副審判部長	若干名
規律部長	1名	競技部長	1名
リーグ運営委員	5名以内	副競技部長	若干名
副技術部長	若干名		
技術部長	1名		

(2) 役員の選出

役員は、連盟所属の各チームからの立候補及び推薦により選出する。立候補がなく、役員定数を満たない場合は、委員長の推薦により選出する。但し、推薦者については、連盟所属チーム外からの推薦も認めるものとし、リーグ運営委員については、1部リーグ各チームからの役員選出が望ましい。

(3) 役員の職務

役員の職務は滋賀県社会人リーグ規約に準じる。

(4) 役員の任期

役員の任期は2年間とする。

第6条 [運営内規の施行と改定]

(1) 本運営内規は、平成 14年9月1日より施行する。なお、以前の運営内規はその日をもって失効する。

(2) 本運営内規の改定に際しては、社会人連盟総会の承認を得なければならない。

(3) 本運営内規は、必要に応じて社会人連盟役員会の承認を得て細則を設けることができる。

(4) 改定 平成15年4月5日 改定施行。

(5) 改定 平成15年8月31日 改定施行。

(6) 改定 平成16年4月3日 改定施行。

(7) 改定 平成19年3月31日 改定施行。

(8) 改定 平成22年3月28日 改定施行。

(9) 改定 平成24年3月31日 改定施行

(10) 改定 平成25年3月23日 改定施行

(11) 改定 平成26年3月22日 改定施行

(12) 改定 平成26年8月30日 改定施行

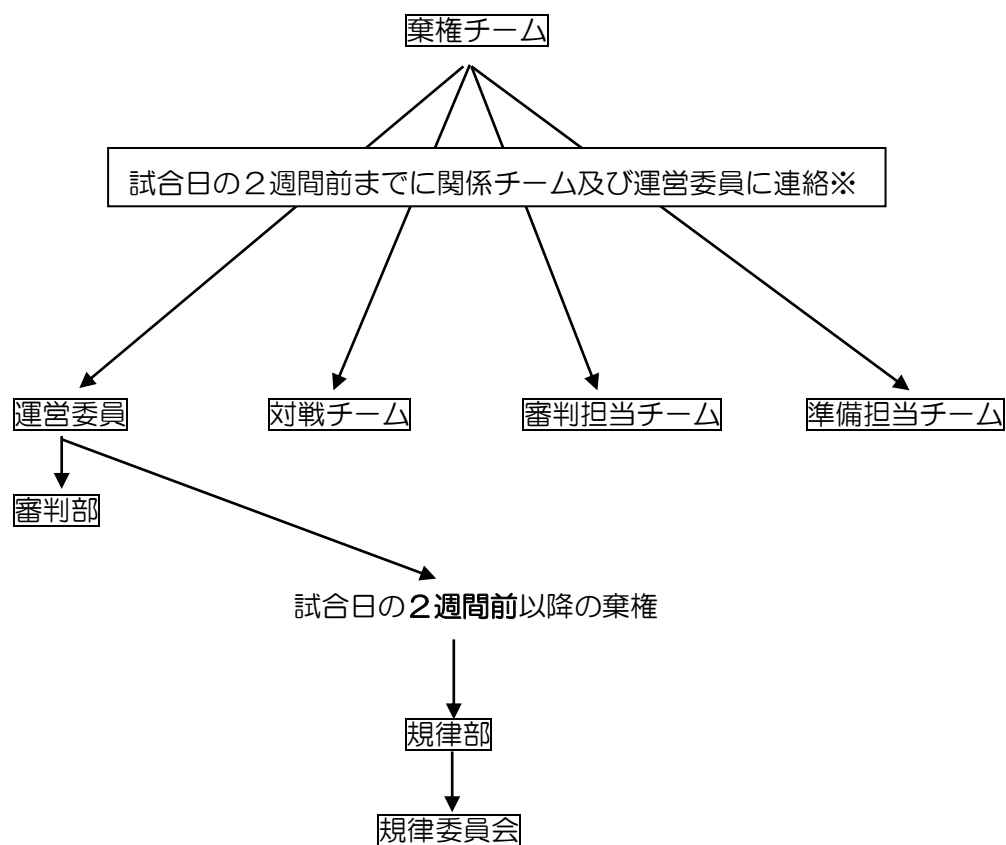
(13) 改定 平成27年3月14日 改定施行

(14) 改定 平成30年4月7日 改定施行

(15) 改定 平成30年4月7日 改定施行

(16) 改定 令和7年4月12日 改定施行

棄権の通知



※ 日曜日が試合の場合は、14日前の日曜日中に連絡する事。

日程	主 審		
書類の手渡し 試合当日（例：日曜日）		手渡し	審判報告書、審判報告書（重要事項）
	会場準備担当 チーム		
書類の郵送 試合日の翌日（月曜日）		郵送	審判報告書、審判報告書（重要事項）、競技会運営結果報告書、メンバー用紙、選手交代カード
	各競技会 運営委員		
書類の郵送 書類受領日の翌日 （水－木曜日）		郵送、e-mail、FAX	審判報告書、審判報告書（重要事項）（警告、退場、懲戒罰に相当する行為があった場合） 競技会運営結果報告書（運営内規違反行為があった場合）
書類の受領日 （木－金曜日）		規律委員長	規律委員会の招集
規律委員会 （翌週の月－水曜日）		規律委員会	懲戒処分の決定
懲戒処分書の作成と郵送 （翌週の火－木曜日）		郵送	懲戒処分書（社会人連盟委員長と規律委員長の連名）（公印省略）
懲戒処分書の受領日 （翌週の水－金曜日）		当事者の所属するチームの監督	